

教育委員会会議録

令和3年1月19日（火）午後1時30分 開会

午後1時49分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員等

長谷川洋教育長、大須賀憲太委員、伊藤志のぶ委員、佐々憲一委員、塩谷育代委員
岡田豊委員

3 説明のため出席した職員

加藤千春事務局長、横井英行次長兼管理部長、小林整次学習教育部長
稲垣直樹教育管理監、山田知子総合教育センター所長、酒井寿幸総務課長
稲垣宏恭教育企画課長、高橋亮太財務施設課長、中田勝徳教職員課長
伊藤尚巳福利課長、大道伊津栄生涯学習課長、小島寿文高等学校教育課長
伊藤孝明義務教育課長、鈴木能成特別支援教育課長、岩田政久保健体育課長
佐藤孝総務課担当課長、星原秀晴総務課課長補佐

4 前回会議録の承認

長谷川教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

5 教育長報告

長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項（1）公立学校教員の懲戒処分については、
人事案件のため、非公開において報告を受けることとした。

（1）公立学校教員の懲戒処分について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項
の規定により、会議録は別途作成。

（2）令和4年度県立愛知総合工科高等学校専攻科の学科改編について

小島高等学校教育課長が、令和4年度県立愛知総合工科高等学校専攻科の
学科改編について報告。

長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

6 請願

請願第16号 学校全職員の、長時間勤務に対して（時間外勤務）、「特別の事情
があれば、手当の支給をすること」を求める請願

長谷川教育長が各委員に諮り、「賛成者少数」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(伊藤委員)

教職員の時間外勤務の給与支払はどのようになっているのか。

(中田教職員課長)

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法に基づき、県でも義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例を定めている。同条例第6条第1項により、本県の教育職員に対して、原則として時間外勤務を命ずることができないが、同条第2項に規定されている校外実習、修学旅行、非常災害等に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときには時間外勤務を命ずることは可能とされている。

ただし、同条例第3条第3項には、教育職員に対して時間外勤務手当を支給しないと規定されているため、本県の教育職員に対しては、例外なく時間外勤務手当は支給していない。

その代わりに、同条第1項に基づき、給料月額¹の4%に相当する教職調整額を支給している。

これは、教員の勤務態様に特殊性があり、一般行政職と同じような勤務時間管理はなじまないことを踏まえ、勤務時間の内外を問わずに包括的に評価する処遇として支給しているものである。

また、非常勤職員に対しては、任用段階で勤務条件明示書を提示し、時間外勤務はないことを確認している。

また、本県では非常勤講師の勤務時間には、授業時間のみならず、教材準備や採点等の時間も含めており、給与の支払対象としている。

(伊藤委員)

一般に、賃金というものは実態に合わせて、市場に連動して、動くものである。ただ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法という国の制度があるため、見直しも簡単にいかず、愛知県が独自の判断をするということは難しいと思うが、そもそも賃金²が実態に合っているかどうかという見直しを、今後国全体で行うという動きはあるのか。

(中田教職員課長)

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が制定された昭和46年³当時から半世紀を経ている中で、働き方改革の推進や労働法制が大きく変化している状況もあり、法の在り方について検討する必要があると昨年度文部科学大臣が言及している。見直しに当たっては、確かなデータや議論が必要であることから、新型コロナウイルス感染症に係る勤務実態も踏まえつつ、令和4年度に教員勤務実態状況調査を実施し、その結果を踏まえながら教育職員に関する給与について、法制的な部分も含めて検討したいとのことである。

また、全国都道府県教育長協議会においても、教職調整額等の見直しの検討について、国へ要望しているところである。

(岡田委員)

学校現場に長い間いたが、熱心に働いている教員ほど不公平感を持っていると思う。教職調整額は4%といってもわずかであり、職務の特殊性や財源を考えるとやむを得ないという思いはある。法が制定された頃から随分年数が経過しており、状況が変わってきている。時間外勤務を命ずることができる4項目を拡大していくことについても、働き方改革の面で見直しが必要だと思う。法がある以上は粛々と従うしかないが、ある程度、県として、見直しについて訴えていく必要があると感じている。

7 議案

なし

8 協議題

長谷川教育長が各委員に諮り、協議題 令和3年秋の叙勲候補者選考については、人事案件のため、非公開において協議することとした。

協議題 令和3年秋の叙勲候補者選考について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

9 その他

なし

10 特記事項

- (1) 長谷川教育長が今回の会議録署名人として佐々委員を指名した。
- (2) 宮崎邦彦氏から、学校全職員の、長時間勤務に対して（時間外勤務）、「特別の事情があれば、手当の支給をすること」を求める請願について、口頭陳述したい旨の申出があり、長谷川教育長が、前回会議録の承認後、5分以内に限り口頭陳述することを許可した。
- (3) 傍聴人 1名